

ニセコ町まちづくり基本条例（平成12年条例第45号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（満<u>20</u>歳未満の町民のまちづくりに参加する権利） 第11条 満<u>20</u>歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。 2 （略） （審議会等の参加及び構成） 第31条 （略） 2 前項の委員の構成に当たっては、<u>一方の性に偏らないよう</u>配慮するものとする。	（満<u>18</u>歳未満の町民のまちづくりに参加する権利） 第11条 満<u>18</u>歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。 2 （略） （審議会等の参加及び構成） 第31条 （略） 2 前項の委員の構成に当たっては、<u>性の平等と多様性に</u> 配慮するものとする。